

糸島市議会出張版意見交換会実施指針

(趣旨)

この指針は、「出張版意見交換会（以下「意見交換会」という）」を円滑かつ効果的に実施するために定める。

(目的)

意見交換会は、糸島市議会基本条例第8条に規定する「市民意見の把握」のために、市民がまちづくりに対する意見を述べる場を提供するとともに、議会の広聴機能の充実を図り、「開かれた議会」の実現を目指すためのものである。

(定義)

市民団体（以下、「団体」という。）とは、糸島市に活動拠点を置く団体または糸島市を中心に活動を行う団体をいう。

(実施内容)

意見交換会は、団体が意見交換のテーマを設定し、そのテーマについて市議会議員と団体が意見交換をする場とする。

(申請方法)

団体代表者は、意見交換会の開催を希望する場合は、実施日の2か月前までに広聴委員長（議会事務局）に対して申請書（様式第1号）及び参加者名簿（様式第2号）を提出する。

(実施の決定)

広聴委員長は、申請書が提出された場合、その内容を確認し、日程調整を行った上で、申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、実施の可否を回答（様式第3号）する。

(実施の不承諾)

広聴委員長は申請された内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施しない。

- (1) 意見交換会の目的を逸脱した団体の要望活動のみを目的としたもの
- (2) 出席予定人数が少なく意見交換会が成立しないと見込まれるもの（団体からの参加者が概ね5人に満たないとき）なお、特別な事情があると認めるときはこの限りではない。
- (3) 申請内容等に不備があり、改善されない場合
- (4) 政治活動及び明らかな営利活動並びに宗教活動を目的に行われるもの又はそのお

それがあるもの

- (5) 申請者又は申請団体の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- (6) その他、意見交換会の実施が不適當であると広聴委員長が判断するもの

(出席者)

意見交換会の出席者は次の通りとする。

- (1) 申請日時点において申請団体に所属する者
- (2) 糸島市議会議員
- (3) その他、広聴委員長が必要と認める者

(会場)

会場は、糸島市内かつ申請者の希望する公共施設等とする。なお、会場の手配等の事前準備については、全て団体で行うものとする。また、会場の使用料等についても、申請団体が負担するものとする。

(時間)

1回の時間は1時間30分以内とする。

(進行)

当日の進行は、団体が行う。

(補則)

この指針に定めるもののほか、意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、令和4年9月1日から施行し、令和8年2月13日に廃止するものとする。